

石川県公報

平成30年1月23日
第13073号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○石川県議会定例会の招集	(財政課) 1	○入札公告	(行政経営課) 4
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) 1	○基本測量終了公告	(監理課) 5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課) 1	○土地区画整理事業の施行認可公告	(都市計画課) 5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同) 2	○入札公告	(警察本部) 6
○土地収用法に基づく事業の認定	(監理課) 2	選挙管理委員会	
		○石川県議会議員補欠選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るための説明会の開催	9

告 示

石川県告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年第1回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
平成30年1月30日
- 場所
金沢市

石川県告示第18号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
ケイ・エス 株式会社	藤 沢 忠 男	金沢市塚崎町ハ30番地1	平成29年7月31日
株式会社 中山商店	中 山 晴 敬	河北郡津幡町字清水チ376番地	平成29年10月31日

石川県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定年月日	サービスの種類
1760691244	医療法人社団 慈豊会	加賀中央訪問看護ステーション「さわやか」 加賀市山田町蛇谷1番8	平成30年 1月1日	訪問看護
1770600649	社会福祉法人 泰燿	デイサ花花 加賀市柴山町ち91番地	〃	通所介護

石川県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定年月日	サービスの種類
1760691244	医療法人社団 慈豊会	加賀中央訪問看護ステーション「さわやか」 加賀市山田町蛇谷1番8	平成30年 1月1日	介護予防訪問看護

石川県告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

能美市

2 事業の種類

能美市辰口中央児童館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

能美市倉重町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、能美市倉重町地内を起業地とする「能美市辰口中央児童館建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更正保護事業法（平成7年法律第86号）による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業及び法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である能美市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業地を含む、辰口中央小学校下地区の児童は、起業者が緑が丘児童館にて運営する社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を利用している。

しかしながら、受け入れ児童の増加に伴い、緑が丘児童館の遊戯室を放課後児童クラブ室に用途変更を行い、定員拡充を図ったが、平成29年4月1日現在において、緑が丘放課後児童クラブの定員151人に対して163人と定員を超過しており、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）で定める基準面積を満たしていないため、クラブ員どうしの接触事故等の危険性や、クラブ員を管理する児童館職員の負担が絶えない状況にある。

本件事業の完成により、緑が丘児童クラブが定員超過している状況を解消し、クラブ員の安全確保及び児童館職員の負担が軽減される。

さらに、辰口中央小学校下の地区で、緑が丘児童館から最も遠方の能美市火釜町まで約3,400mの距離があるが、辰口中央児童館の完成により約1,600mとなり、辰口中央児童館の所管地区に在住する247名の児童のうち237名の通所距離が短縮され、児童及び送迎する保護者等の安全性及び利便性の確保が図られる。

また、現在のみ電広場は辰口中央小学校下の児童及び未就学児等が利用しているが、起業地の隣接地に3～12歳を対象とする広場を新設し、のみ電広場を0～6歳の未就学児を対象とする住み分けを行うことにより、体格差の大きい子どもどうしの衝突等による怪我を防ぎ、広場を利用する子どもが安全・安心に屋外活動を行うことに寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、保護のための特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 児童及び保護者が安全に通えること。
- (イ) 事業の施行に必要な面積が確保できること。
- (ウ) 辰口中央小学校からの直線距離が1.0km以内であること。
- (エ) 技術的に施工が比較的容易であり、経済性を有すること。

以上の条件により候補地として4箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、既存の緑が丘児童館にて運営する緑が丘児童クラブは定員超過しており、放課後児童クラブの運営に必要な基準面積を確保できておらず、このような状況を早期に解消する必要があると認められる。

また、辰口中央児童館の完成により、通所する児童及び保護者の通所距離が短縮され、安全性及び利便性が確保される。

さらに、広場を新設し、既存ののみ電広場と年齢ごとに住み分けすることは、体格差の大きい子どもどうしの接触事故を防ぐ等、広場を利用する子どもの安全を守ることに寄与することが認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

能美市健康福祉部子育て支援課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

事務用パソコン等のデータ消去及び収集運搬処分

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成30年3月31日

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

平成30年1月23日(火)から同年2月6日(火)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成30年2月7日(水)午前10時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎10階 1011会議室(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (空 中 写 真 撮 影 ・ オ ル ソ 作 成)	平成29年6月6日から 同年12月27日まで	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、 中能登町

土地区画整理事業の施行認可公告

土地区画整合法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 土地区画整理事業の名称

白山都市計画事業白山市山島地区新工業団地第二土地区画整理事業

- 2 施行者の住所及び名称

白山市倉光二丁目1番地

白山市

- 3 事業施行期間

平成30年1月23日から平成32年3月31日

- 4 施行地区に含まれる地域の名称

白山市矢頃島町の一部

- 5 事務所の所在地

白山市倉光二丁目1番地

6 施行認可の年月日

平成30年1月15日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

白山市役所の掲示板に掲示する。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年1月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

放置車両確認等事務委託

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 予定数量

(1日当たりの実働活動時間) 8時間×(委託期間内における活動日数) 244日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年2月9日(金)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定に基づく放置車両確認等事務に係る石川県公安委員会登録を有する者で、県内に本店又は支店等を有し、かつ、金沢中警察署及び金沢東警察署近隣に駐車監視

員の待機場所を確保できる者であること。

- (3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 入札参加資格確認時において駐車監視員を4人以上確保している者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成30年2月13日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成30年2月14日(水)正午
(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年2月14日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階入札室

6 入札方法

入札書に記載する金額は、駐車監視員1ユニット(駐車監視員2人以上)1日当たりの委託費(基本委託日額)を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第37号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
自動車保管場所関係事務委託
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 予定数量
ア 自動車保管場所証明事務 79,480件
イ 自動車保管場所届出・保管場所標章再交付事務 17,130件
- (4) 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年2月9日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ確実に遂行し得る者であること。
- (2) 自動車保管場所関係事務を行うために必要な能力を有する者が置かれている法人として次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができること。

イ 直接的な正規雇用関係にある者を責任者とすることができること。

ウ 委託業務に関する問題等が生じた場合は、責任者において対応が可能であること。

- (3) 県内に事業所を置く者であること。
- (4) 履行場所ごとに指定する人数の業務従事者を確保できる者であること。
- (5) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成30年2月13日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成30年2月14日（水）正午

（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年2月14日(水)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

(1) 入札金額は、1(3)アの事務1件当たりの単価額を記載すること。

なお、1(3)イの事務1件当たりの単価額については、落札決定した1(3)アの事務1件当たりの単価額に1(3)イの事務の内容に応じて警察本部が算出した一定の按分率を乗じて得た金額をもって算定するものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第4号

平成30年3月11日執行予定の石川県議会議員補欠選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、次のとおり説明会を開催する。

立候補予定者及びその他の関係者で出席希望の方は、あらかじめ本委員会事務局(石川県総務部市町支援課内)あて申込みの上、当日参集されたい。

平成30年1月23日

石川県選挙管理委員会

1 日 時

平成30年1月30日(火)午後1時30分

2 場 所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1102会議室(行政庁舎11階)

